

労働災害防止とリスクアセスメント

奈良労働安全コンサルタント事務所 代表 奈良 勉
(社会人キャリアアップコース「機械安全工学」2期生)

国内における労働災害による死傷者数は年間10万人余り、その内、死亡者は約千人を数える（平成22年）。さらに労災保険新規受給者数は48万人を超える。ただし、この数字は労災保険に加入している労働者が受傷もしくは死亡した場合（疾病も含む）であって全労働者を対象としたものではない。例えば、運送業において業務上で公道を走行中に事故を発生させ、歩行者を死傷させた場合、歩行者が労災保険に加入していない主婦や子供の場合は、前記死傷者数にカウントされない。また、農業に代表される第一次産業に従事している労働者の多くは家内労働の形態をとっていることが多く、労災保険に加入していないケースがほとんどで、農業では毎年400人近くの労働者が死亡しているがそのほとんどは前記統計には含まれていないのである。

さて、労働災害減少を目的に国は平成18年の改正労働安全衛生法第28条の2でリスクアセスメントの実施を事業者に義務付けた。しかし、これは“努力義務”であって、実施しなくとも原則罰則規定に触れることはない。また、同年“改正機械の包括的安全指針”が告示され、機械等のメーカーとユーザーのそれぞれにリスクアセスメントの実施を促している。これらの法整備からすでに5年を経過しようとしているが、はたして、その効果はあったのだろうか？

端的に言えば答えはノーである。長期的に見て死亡者数は右肩下が

りではあるものの、昭和47年の労働安全衛生法施行時のドラスティックな減少（死亡者数が約5年間で6000人台から3000人台に半減）には到底及ばないのである。これは何を意味しているのだろうか？
答えは“リスクアセスメントが上手く機能していない”ということである。統計によれば前記の死傷者数の約80%は従業員100人以下の中規模事業場で発生している。このような中規模事業場ではリスクアセスメントを実施することがかなり困難な状況であるのが昨今の不景気の中では当然と言えよう。

そこで、これらを改善するためには何をすべきであろう。機械による災害であれば機械メーカーがリスクの低い機械設備を製作し、提供し、それをユーザーが購入し使用することである。国際安全規格ではここを重視しているのである。労働安全衛生法では第3条で同様な規定を設けているが、漠然として何をして良いか、とらえどころがない。そこでISO12100-1,2を頂点とした国際安全規格を理解した設計者が機械を作ることが必須となるのである。そのためには、機械の設計者はこの国際安全規格を理解することに注力することが大切である。幸い、近年、本学におけるシステム安全の修士課程で学ぶ社会人学生が継続していることは大いに期待できるところである。また、機械のユーザーにあっても、国際安全規格を理解して、安全設計仕様書をメーカーに伝えることも大切なことである。このような背景から昨年、S S E (System Safety Engineer) という資格制度が誕生した。この有資格者は今後ますます活躍の場が増えることになるものと思われるし、そうしなければならない。労働安全衛生のみならず、日常生活において製品を安全・安心に使用し、不慮の事故を大幅に減少させることが本学システム安全修了者及びS S E有資格者の役割であると考えている。